

## 生活困窮者に対する固定資産税・都市計画税減免措置要綱

### (減免対象者及び減免対象固定資産)

第1条 豊中市市税条例施行規則第12条第1項第2号に規定する貧困により生活のため公私の扶助を受けている者及び同項第13号に規定するもののうち同項第2号に掲げる者に類するもので特別の事情のある者を固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の減免対象者とする。ただし、固定資産税等の年税額（単独所有・共同所有合算）が5万円を超える場合は、次の各項の規定にかかわらず減免対象者としな

#### 1 次の各号すべてに該当する者

##### (1) 所有者要件

前年の12月31日時点で次のいずれかに該当すること。

- ア 年齢65歳以上の者
- イ 特別障害者
- ウ 寡婦
- エ ひとり親

なお、特別障害者、寡婦等の定義は、住民税の場合と同様とする。

##### (2) 所得要件

所有者及び当該所有者と生計を一にする者全員が、減免を申請する年度の個人住民税均等割非課税であること。

##### (3) 所有資産要件

所有している固定資産が自己居住用だけであること。

#### 2 別表に掲げる貸付または支援制度を利用している者で、所有している固定資産が自己居住用だけであること。

### (減免適用割合)

第2条 固定資産税等の減免適用割合は、年税額のうち2分の1とする。ただし、家屋の床面積が70㎡を超える場合は70㎡までを、土地の地積が100㎡を超える場合は100㎡までを減免対象とする。また、当該固定資産を共有する場合にあっては、減免を受けようとする者の持分割合を減免対象とする。

#### 附 則

この要綱は平成15年度の固定資産税・都市計画税から適用する。

#### 附 則

この要綱は平成22年度の固定資産税・都市計画税から適用する。

#### 附 則

この要綱は平成23年度の固定資産税・都市計画税から適用する。

#### 附 則

この要綱は令和2年度の固定資産税・都市計画税から適用する。

#### 附 則

この要綱は令和3年度の固定資産税・都市計画税から適用する。

## 別表

## 貸付または支援制度

各種貸付制度		内容	窓口
大阪府生活福祉資金	福祉資金	目的別の貸付制度（障害者自動車購入資金・災害を受けたことにより臨時に必要な経費など）	豊中市社会福祉協議会
	不動産担保型生活資金	65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、現住居（土地）を担保にする生活費の貸付制度	
	総合支援資金	2年以内に失業した方を対象にした生活資金の貸付制度	
	教育支援資金（教育支援費、就学支援費）	高等学校・大学または高等専門学校に入学・修学するための貸付制度	
	緊急小口資金	給与の遅配・医療費等を対象にした生活資金の貸付制度	
生活援護資金貸付制度		豊中市に居住し、病気・失業・災害などで一時的に困窮、貸付を受けることにより自立更生ができる人を対象とした貸付制度。 ※失業の場合は、再就職が決定していることが必要	福祉事務所